

# 山形商工会議所「商談会・展示会・販売会」への出展に係る経費補助に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、全国の商工会議所が主催・共催・後援のいずれかにより開催する商談会・展示会・販売会（以下「商談会等」という）に、山形商工会議所（以下「当所」という）会員事業所が出展する際、出展に係る経費を一部補助することで当所会員事業所の販路開拓と拡大に資することを目的とする。

## (対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は次のとおりとする。

交通費	鉄道賃（現に支払った旅客運賃、急行料金、特別急行料金、座席指定料金の1名分）	このほか判断できない項目については、当所旅費規程に準ずる
	車賃（申請者所有の車両を使用する場合は事前にインターネット等で検索した往復距離について、1km37円で計算した金額）	
	航空賃（現に支払った旅客運賃の1名分）	
出展料	出展料	
配送料	商談会出展商品配送料	

## (補助額)

第3条 補助額は前条に規定する対象経費の合計額の2分の1または、次の各号で示す条件のいずれか低い方とする。

- |                       |        |
|-----------------------|--------|
| (1) 2日以上にわたり開催される商談会等 | 1回：2万円 |
| (2) 前号に該当しない商談会等      | 1回：1万円 |

## (申請書及び報告書)

第4条 商談会等に出展する場合は、別紙1の商談会等出展申請書を当所に提出し、承認を受けなければならない。また、承認後商談会等に出展した場合は、別紙2・3の商談会等出展報告書を10日以内に当所に提出しなければならない。

## (補助の上限)

第5条 補助の上限は、一年度内で1会員事業所あたり2万円とし、複数回の申請を認めるものとする。

## (委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

## 附 則

1. この規程は、令和3年1月1日より施行する。

1. 第1条（目的）、第3条（補助額）、第5条（補助の上限）の改正規定は、令和5年4月1日より施行する。